

太陽光発電設備電力受給（買取）契約要綱改定のお知らせ

お客様各位

平素より、弊社の「太陽光発電設備からの発電電力買取サービス」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、発電側課金制度の開始に伴い「太陽光発電設備電力受給（買取）契約要綱」（以下「受給要綱」といいます。）を一部改定することといたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

なお、本改定に伴うご契約中のお客さまの手続きはございません。

記

■要綱改定内容

2024年4月1日実施の契約要綱について、従来からの主な変更点は以下の通りです。

契約要綱については、[こちら](#)からご確認ください。

項番	項目	変更の概要
3条	用語の定義	系統連系受電契約（発電側課金制度）にかかる用語等を定義しました。
16条	料金の算定	発電側課金制度対象のお客様への買取料金の補填（転嫁）について明記しました。
VI章	系統連系受電契約	系統連系受電契約と系統連系受電サービス料金の取扱いについて定義しました。

■補足事項

今回の要綱改定については、発電側課金制度開始に伴う変更となりますが、太陽光発電容量、もしくはパワーコンディショナのいずれか小さいほうが10kW未満のお客様につきましては、本制度の対象外となります。なお、本制度対象者さまの発電側課金（系統連系受電サービス料金）につきましては、同額を弊社にて補填（転嫁）した上で代理回収させて頂くため、お客様の実質負担は発生いたしません。

■その他

本制度の対象・制度に関する詳しい内容お問い合わせにつきましては、ご利用地域の一般送配電事業者様までご連絡いただきますようお願い申し上げます。お問い合わせ先につきましては、ご利用地域の一般送配電事業者さまより送付されております、ご案内文書をご確認ください。

■お問合せ先

出光興産「電気お客様センター」

0120-033-364（フリーダイヤル）

【受付時間】 9:00-17:30（12月29日～1月3日を除く）

以上